

1 はじめに

親事業者と下請事業者は、長期間にわたり継続的に取引していることが多く、本来は相互の信頼関係に基づく公正な取引であるべきものですが、取引上優越した立場にある親事業者が、下請代金の支払いを遅らせたり、下請代金の値引きを要求する、あるいは注文品の受領を拒んだり、一旦受領したものを返品したり、下請事業者にとって不利な取引条件を押し付けるといった行為が行われることがあります。このような親事業者による不当な行為については、独占禁止法の公正な取引方法のうちの「優越的地位の濫用行為」に該当し、同法第 19 条の規定に違反するおそれがある行為ではありますが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があります。この手続によるときは、審査に相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられます。そこで、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、下請法（下請代金支払遅延等防止法）が、昭和 31 年に独占禁止法の補完法として制定されました。

下請法は、対象となる下請取引の範囲及び親事業者の義務並びに禁止行為を明確にし、公正取引委員会等に親事業者に対する調査権限を付与するとともに、下請法を遵守しない親事業者に対しては、法律を遵守させることなどを内容とする改善指導を行うことにより、問題を迅速かつ効果的に処理することができるような内容になっています。

昭和 31 年の下請法の制定後、下請取引を取り巻く経済環境の変化に応じて数次の改正がなされていますが、特に、平成 15 年の法改正（平成 16 年 4 月 1 日施行）では、経済のソフト化、サービス化、IT 化という社会経済環境の変化に対応して、対象となる下請取引の範囲について、これまでの「製造委託」・「修理委託」から、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」まで拡大し、さらに、金型の製造を委託することも適用対象とし、親事業者の禁止行為についても「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」や「不当な給付内容の変更・やり直しの禁止」等が新たに追加されました。また、平成 28 年 12 月には、下請法等の一層の運用強化に向けた政府の取組の一環として、下請法の運用基準が 13 年ぶりに改正されるとともに、支払手段に関する要請の通達も 50 年ぶりに改正されるなどの大きな動きがありました。

親事業者が違反行為を行い、しかもその違反行為が下請事業者に重大な不利益を与えるものと思料されるときは、公正取引委員会は、勧告によって改善措置をとることになります。勧告されますと、会社名が公表されることになり、これがひいては、社会的な信用失墜にもつながりかねません。親事業者にとっては、これまで以上に、下請法の内容をしっかりと理解し、違反をしないようにすることが求められているといえます。

また、下請法は、「下請事業者の利益を保護する」という目的から、中小企業関係法としての性格を併せもっており、中小企業施策の重要な柱の 1 つとして位置付けられています。